

添付資料①

R5.9.1 建災防袋井分会

◆注意事項・補足事項◆

※建災防静岡県支部会員は、講習によりテキスト代等の補助の割引がある予定です。
受講料は変更があるかもしれませんが、概ね「添付資料②…令和5年度技能講習受講料明細」ご参照ください。

※技能講習等はCPDSの対象になるものもあります。
該当する講習は、JCM(全国土木施工管理技士会連合会)のHPをご確認ください。

※足場の特別教育については、6時間教育のみの開催となります。

※足場の組立等作業主任者技能講習(13時間)を受講するためには、「足場の組立等の業務に係る特別教育(6時間教育)」の修了証と18歳以上で3年以上の経験が必要です。

なお、平成29年6月末までの経験に「足場の組立等の業務に係る特別教育(6時間教育)」を受講後の期間を加えて3年1カ月以上あれば受講可能です。

平成29年6月末までの経験3年以上ある方は、その経験年数で受講可能です。

※職長・安全衛生責任者能力向上教育及び足場の組立等作業主任者能力向上教育は、大手・中部電力・NTT等で必要とされています。
リスクアセスメントを含む職長・安全衛生責任者教育を受講後5年経過で通常受講ですが、受講後1年以上であれば能力向上教育の受講は可能です。

但し、リスクアセスメントを含んでいない教育の修了者は、リスクアセスメントを含む職長・安全衛生責任者教育を受講してからの受講になりますのでご注意ください。

※「足場の組立等作業主任者能力向上教育」は、「足場の組立等作業主任者技能講習」修了後概ね5年(終了後3年経過でも受講可)で受講出来ます。ご相談ください。

※平成31年2月の安衛法規則一部改正で、高さ2m以上の箇所にあつて、作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く)には、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育(全コース)」が必要になりました。この改正は平成31年2月1日から施行及び適用されています。

※フルハーネス型安全帯使用作業特別教育「全コース」はどなたでも受講可能です。
実技がありますので、当日はフルハーネス型安全帯を各自ご持参頂きます。